



# 介護医療院 便り

西尾病院介護医療院  
本館5, 6階

## ご挨拶

梅雨の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

新型コロナウイルスが5類となり、西尾病院といたしましても、面会禁止の状態を緩和できるよう努力しております。介護医療院では、今までの1ヶ月から1ヶ月半に一度の面会の間隔を

**2週間から3週間に一度**とできるよう面会の枠を増やしていきます。

また、面会時間も今までの5分から**10分に延ばし**  
**月曜日から金曜日まで 14:00~15:00 までに**  
**4枠**での予約をお取りいたします。

また、**中学生以上のお子様の面会を可能**とさせていただきます。

南館 玄関前で検温器での検温をしていただき、消毒をして 介護医療院 5階エレベーター前までは来ていただき、面会票に記入いただく体制に変わりはありません。

**必ず 不織布マスクの着用・体調不良時の自粛・手指消毒**をお願い致します。  
ご利用者様おひとりにつき **ひと枠の予約で、面会終了後に新たな予約をお取りいただきます。ご家族間での予約の調整をお願い致します。**

新たにご予約希望の方は、介護医療院迄ご連絡ください。



【利用者と一緒に作成した作品です】



今月のお楽しみおやつ!!

エステイベントを開催しました。母の日にちなんだイベントですが、男の方にも楽しんで頂きました。お肌がピカピカになりました。( \_ - ) - ☆  
イベントに参加出来ないご利用者にも、特別な香りや保湿を楽しめる  
シャンプー・ポティーション等を使用した入浴を実施いたしました。  
( ^ )

## お役立ち情報・医事課からのお知らせ

7月には 新たな【介護保険負担割合証】【後期高齢者医療保険証】がご家族のお手元に届くこととなります。

【介護保険負担限度額認定証】【後期高齢者医療限度額適用標準負担額減額認定証】

【医療福祉費受給者証】をお持ちの方は、手続きをして頂く時期となります。

これらの書類については 介護医療院で直接 確認させて頂く必要が有ります。

8月20日までには、確認作業を終了する必要が有ります。

(胃瘻交換等で 8月早々に 保険証を使用される方などには個別で連絡させて頂きます。)

保険証類名称	対象者	担当課 (西尾市)	ご家族 手続き	郵送形態	
【介護保険負担割合証】	全員	長寿課	不要	普通郵便	7月上旬より発送
【介護保険負担限度額認定証】	該当者	長寿課	必要	普通郵便	ご家族の手続き完了後郵送 案内書類郵送されます
【医療福祉費受給者証】	該当者	保険年金課	必要	普通郵便	ご家族の手続き完了後郵送 案内書類郵送されます
【後期高齢者医療保険証】	75歳以上 全員	保険年金課	不要	簡易書留	7月中旬より発送 不在時は郵便局に戻る
【後期高齢者医療限度額適用 標準負担額減額認定証】	該当者	保険年金課	不要	普通郵便	該当者には7月末までには 発送

※【後期高齢者医療限度額適用標準負担額減額認定証】に関しては 該当者に発送されます。

家庭の状況・収入により該当から外れている場合は送られてきません。今まで認定証があったのに送られてこない方は保険年金課への問い合わせが必要です

※【医療福祉費受給者証】についてはご利用者様ごとに有効期限が異なります。ご確認ください。

西尾病院南館受付への 保険書類の提出の必要はありません。(西尾病院入院中は毎月の保険証の確認をお願いしていましたが、介護医療院入所者はすべて 介護医療院内で処理しますので 南館受付への提示・毎月の提示などは必要ありません)

全ての保険書類は 介護医療院での確認となりますのでよろしくお願い致します。

※ 面会の予定のある方は、面会時のご持参をお願い致します。

※ お洗濯物の受け渡しがある方は、受け渡し時の持参をお願い致します。

